

子育て世帯生活支援特別給付金 北海道子育て世帯臨時特別給付金

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が急変した子育て世帯へ給付金を支給しています。

対象者

- ①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方
 - ②令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障害児は20歳未満)を養育しており、次のいずれかに該当する方
 - (1)令和4年度分の住民税均等割が非課税の方
 - (2)新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった方
- ※令和4年4月以降から令和5年2月28日までに生まれる新生児も対象
 ※子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を受け取った方は除く
 ※給付申請には、税の申告が必要です。

支給額

国の給付金：児童1人あたり一律5万円
 北海道の給付金：児童1人あたり一律1万円

申請・支給

- ・①の公務員以外の方…7月15日(金)に支給済み。
- ・①の公務員の方と②の(1)の方…郵便でお知らせと申請書を送付します。
- ・①の公務員の方と②の方は申請が必要ですので、申請書に振込先口座等を記入し、必要書類とともに窓口に持参または郵送で提出してください。
- ・申請書は、住民課子育て支援グループ、上厚真支所で配布のほか、町ホームページからもダウンロードできます。

受付期間

令和5年2月28日(火)まで

北海道胆振東部地震から4年を迎えるにあたり

総務課 総務人事グループ ☎ 27-2322

追悼式、黙とう、メッセージ放送を行います。また、献花台を設置します。

北海道胆振東部地震厚真町追悼式

日時▶9月3日(土)
 式典：10時～11時30分
 (遺族・一部来賓のみ)
 自由献花：13時～15時

場所▶総合福祉センター1階大集会室

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、式典はご遺族および一部のご来賓のご参列のもと開催させていただきますが、午後からは自由献花となります。
- ・香典、供物などをご遠慮ください。
- ・献花用の花は、会場に用意します。
- ・マスク着用を含め咳エチケットのご協力をお願いします。
- ・体調不良や風邪症状がある方は来場をお控えください。

黙とう

日時▶9月6日(火) 正午から
 ・消防サイレンに合わせ黙とうをお願いします。
 ・火災と間違えないようにお願いします。

町長メッセージ放送

防災行政無線
 日時▶9月6日(火)12時20分(再放送…同日20時)

献花台の設置

- ①役場本庁舎玄関(京町120) ※常設しています
 - ②吉野地区(吉野生活会館跡地：吉野19-1)
 設置期間 9月3日(土)～9月6日(火)終日
- ・供物はカラスやクマなどの野生動物のエサとなりますので、必ずお持ち帰りください。
 ・交通事故に十分注意してください。

不妊治療の町助成制度が変わりました

住民課 健康推進グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

4月1日より不妊治療費が保険適用となったことを受けて、町の助成制度が変わりました。

助成対象

健康保険が適用となる一般不妊治療(人工授精など)および生殖補助医療(体外受精、顕微授精など)などの治療費用のうち、自己負担分について助成します。
 ※年齢・回数制限、所得に応じた助成の上限があります。

詳細は、町ホームページでご確認いただくか、住民課健康推進グループにお問い合わせください。



子育て世帯の賃貸住宅家賃の一部助成制度が変わりました

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

賃貸住宅に入居している子育て世帯に家賃の一部を助成します。公営住宅も対象になりました。

対象世帯

- 次のすべてに該当する世帯
- ①18歳までの子どもがいる世帯
 - ②町内の賃貸住宅に入居している世帯(子育て支援住宅、月額家賃48,000円以下を除く)
 - ③世帯の合算所得が5,844,000円以下の世帯
 - ④町税等に滞納がない世帯

助成額

子ども1人あたり月額最大3,000円分(あつまるポイントで還元)
 ※上限は月額家賃から48,000円を差し引いた額に相当するポイント

対象期間

令和4年4月～9月の6カ月分

受付期間

10月31日(月)まで

必要書類

- ・賃貸借契約書等の家賃の金額が確認できる書類
 - ・家賃の納付が確認できる書類(支払領収書や引落口座通帳のコピーなど、6カ月分の支払いが確認できるもの)
 - ・あつまるカード
- ※令和4年1月1日に町外に在住していた方は、住所のあった自治体が発行する所得証明書および町税等の滞納がない証明書が必要です。

受付窓口

住民課子育て支援グループ、上厚真支所

高校生の通学費等助成

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

町外の高校に通学する生徒の保護者に対して、通学費などの一部を助成します。

対象者

町外の高校(高等専門学校は1～3年生)へ通学または下宿などを行っている生徒の保護者
 ※町内在住の保護者に限る

助成額

月額5,000円×5カ月分(あつまるポイントで還元)

対象期間

令和4年4月～9月の長期休暇1カ月分を除く5カ月分

受付期間

10月31日(月)まで

必要書類

- ・在学証明書(発行日から2カ月以内)または在籍期間証明書 ※卒業証書は不可
- ・あつまるカード

提出先

住民課子育て支援グループ、上厚真支所

胆振東部消防組合消防署厚真支署 ロゴマークを募集

胆振東部消防組合消防署厚真支署 予防係
☎ 27-7119

シンボルマークとして活用するロゴマークを募集します。斬新なデザインをお待ちしています。

募集要項

- フルカラー・単色・モノクロでの使用や、拡大縮小が可能なデザインであること
- データ形式(手書き、デジタルなど)、応募点数、プロ・アマチュア、年齢などは問いません
- 応募1件につき1作品

応募方法

ロゴマークのほか、氏名・年齢・住所・電話番号・デザインのコンセプト(趣旨)を明記のうえ、郵送もしくはメールで送付してください。

応募先

胆振東部消防組合消防署厚真支署 予防係
郵送：〒059-1604勇払郡厚真町錦町47-2
メールアドレス：atsuma.yobou1@gmail.com
※送料など応募者負担です。

※受賞者は、氏名、住所(市区町村まで)、年齢を公表します。応募者の個人情報、作品の選考、選考結果の通知、結果発表、賞品授与以外に使用しません。

受付期間

8月31日(水)まで

選考方法及び結果発表

- 消防署厚真支署の職員が選考して受賞者に結果を通知し、広報あつままで発表します。
- 参加賞のほか、入選者には記念品(ロゴマーク入り厚真消防Tシャツ)と感謝状を贈呈します。

注意事項

- 応募作品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)、使用权、商標権、その他一切の権利は消防署厚真支署に帰属し、受賞者は著作権人格権を行使しないものとします。
- 万が一、著作権などの権利に関する問題が生じた場合、すべて応募者の責任とし、消防署厚真支署は一切の責任を負いません。

解体予定の建物を募集しています

胆振東部消防組合消防署厚真支署 警防係
☎ 27-7119

胆振東部消防組合消防署は、訓練に使用する解体予定の建物を募集しています。

胆振東部消防組合消防署厚真支署は、解体予定の建物を活用し、実際の災害現場に近い環境の中で実践的な訓練をすることで、災害対応能力の向上や職員の育成を図ります。

協力いただける事業所や解体業者は、ご連絡をお願いします。



親子料理教室の参加者募集

住民課 健康推進グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

厚真町食生活改善推進協議会が主催する「おやこDEクッキング」の参加者を募集します。

- | | |
|--|---|
| <p>内容 お米と野菜を使った料理とデザートを作ります。献立は、当日のお楽しみです。</p> <p>日時 ①8月27日(土) 10時~12時
②9月17日(土) 10時~12時</p> <p>会場 総合ケアセンターゆくり 2階調理室</p> <p>対象 小学1年生から3年生までのお子さんとその保護者</p> | <p>定員 各5組</p> <p>持ち物 エプロン、三角巾、上靴
※お子さんには三角巾をプレゼントします</p> <p>参加費 無料</p> <p>申し込み 8月19日(金)まで</p> |
|--|---|

トラクターやフォークリフトなどをお持ちの方へ

住民課 税務グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

公道を走らないトラクターやフォークリフトなども課税標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。

公道を走らない場合(田畑や敷地内でも、小型特殊自動車は軽自動車税の課税対象です。該当する車両を所有している場合は、軽自動車税の申告をして課税標識の交付を受けてください。小型特殊自動車の課税標識(ナンバープレート)は、軽自動車税の課税物件であることを表す標識です。課税標識(ナンバープレート)の交付を受けていても、道路運送車両法の保安基準を満たしていなければ公道を走ることはできません。

農耕用作業機	その他(農耕用以外)
トラクター、コンバイン 田植機、農業散布車など	フォークリフト ショベルローダーなど
	
最高速度35km/h未満 車体のサイズ制限なし 排気量の制限なし	最高速度15km/h以下 長さ4.7m、幅1.7m、高さ2.8m以下 排気量制限なし

※表の条件に該当しないもので事業に使用しているものは「固定資産税(償却資産)」の申告の対象となります。

課税標識(ナンバープレート)の交付(申告)の際に必要なもの
・販売証明書または譲渡証明書
・車両の情報(所有者と使用者の住所と氏名、車名とメーカー名、車体番号、排気量)

よくある質問

- | | |
|---|---|
| <p>Q1. 公道を走らないから、ナンバープレートをつける必要はないのでは?
A1. 小型特殊自動車は、所有していることで軽自動車税が課税されます。公道走行とは無関係です。</p> <p>Q2. 取得した際にナンバープレートをつける必要はないといわれたが?
A2. 小型特殊自動車は、所有していることで軽自動車税が課税されます。該当する車両を取得、または現在、未申告の車両を所有している場合は、速やかに軽自動車税の申告をして課税標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。不申告の場合は「過料(10万円以下)」が科せられます。</p> <p>Q3. 対象になる車両は?
A3. 農耕用の小型特殊自動車は、トラクター・コンバイン・田植機・農業用薬剤散布車などで、乗用装置のあるものが対象です。農耕用以外の小型特殊自動車は、フォークリフト・ショベルローダー・タイヤローラーなどが対象です。</p> | <p>Q4. 車両を買い換えたので、そのままナンバープレートを付け替えてよいのか?
A4. 車両を買い換えたときは、課税標識(ナンバープレート)も変える必要があります。前の車両の課税標識を返納し「廃車」申告手続きをするとともに、新しい車両の「登録」申告手続きをしてください。</p> <p>Q5. 現在、使用していないのでナンバープレートを返したいのだが?
A5. 小型特殊自動車は、使用していない場合でも、所有していることで軽自動車税が課税されます。車両を廃棄、譲渡した場合に課税標識(ナンバープレート)を返却してください。</p> <p>Q6. 手数料を払うので希望ナンバーを交付してほしい。
A6. 課税標識(ナンバープレート)の管理の都合上、希望ナンバーには対応できませんのでご了承ください。</p> |
|---|---|

飲食店第三者認証取得店舗奨励金

産業経済課 経済グループ
☎ 27-2486

町内外に安心安全をアピールするため、第三者認証制度の認証を取得した飲食店に奨励金を給付します。

- | | |
|---|------------------------------------|
| <p>対象事業者
北海道の第三者認証制度の認証を取得している町内の飲食店</p> | <p>受付期間
12月29日(木)まで</p> |
|---|------------------------------------|

奨励金の額
1店舗5万円